

# ○和泉短期大学 I R 委員会規程

制定 2015 年 1 月 28 日

(趣 旨)

**第 1 条** この規程は、和泉短期大学 I R (インスティテューショナル・リサーチ) 委員会 (以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定める。

(目 的)

**第 2 条** 委員会は、本学の教育の質保証や質の向上のために教育成果を中心に、入試広報関連、財務に関する情報の収集分析・報告及び各種委員会で行ったアンケート調査結果についての分析を行い、教育活動の改善、教育改革、学生支援、法人運営に活用することを目的とする。

2 アンケート調査等の結果については、ホームページで公表する。

(組 織)

**第 3 条** 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教務委員会教員 1 名
- (2) 入試広報委員会教員 1 名
- (3) 学術情報ユニット職員 1 名
- (4) 教育・学習支援ユニット職員 1 名
- (5) 学生支援ユニット職員 1 名
- (6) 広報渉外ユニット職員 1 名
- (7) 庶務ユニット (経理担当) 職員 1 名
- (8) その他学長、事務局長が必要と認める者

(任 期)

**第 4 条** 前条の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

**第 5 条** 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第 3 条第 1 項第 1 号の委員をもって充てる。

(議 事)

**第 6 条** 委員会は、委員の半数以上の出席により成立する。

議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

**第 7 条** 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(専門委員会)

**第 8 条** 委員会は、必要に応じて外部の専門家の意見を聞くことができる。

2 専門委員会に関する必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

**第9条** 委員会の事務は、学術情報ユニットにおいて行う。

(規程の改廃)

**第10条** この規程の改廃は、教授会で審議により学長が決定し、理事会の議を経て行うものとする。

**附 則**

この規程は、2015年4月1日から実施する。

**附 則**

この規程は、2018年4月1日から実施する。

**附 則**

この規程は、2019年1月30日から実施する。

**附 則**

この規程は、2021年5月28日から実施する。